令和 7 年 8 月 2 6 日招集

令和7年第3回薩摩川内市議会定例会

報 告

報 告 番 号	件	名	備	考
1 4	令和 6 年度薩摩川内市水道事業会 書	会計継続費精算報告		
1 5	令和6年度薩摩川内市一般会計等 について	等の健全化判断比率		
1 6	令和 6 年度薩摩川内市公営企業会 について	会計の資金不足比率		

報告第14号

令和6年度薩摩川内市水道事業会計継続費精算報告書

					全	1	本	1	計	画			実			績				比			較				
耖	項	事業名	年	牛	牛			左	Ø	財	源	内	訳	士+/ 美数	左	の	財	源	内 訳	年割額と		左	の	財	源	内	訳
			度	年 割	額	企業	債	建積	設改良立 金	損額	益 勘 定 深 資 金	支払義務 発 生 額	企業	債	建積	設改良立 金	損益勘留保資	- Lt 34 74		企 業	債	建設積	改良 立 金	損益留伊	益 勘 定 資 金		
		丸山	4	216, (円		円		円		円6,000,000	203, 450, 000		円		円	203, 450,	円	円 00		円		円		円 2, 550, 000		
	1 1	山浄水場受変電	5	108, 0	000, 000					10	8, 000, 000							108, 000, 0	00					108	8, 000, 000		
資本的支出	建設改良費	設備等更新	6	216, 0	000, 000					21	6, 000, 000	316, 238, 000					316, 238,	000 △ 100, 238, 0	00					△ 100	0, 238, 000		
		事業	盐	540, 0	000, 000					54	0, 000, 000	519, 688, 000					519, 688,	20, 312, 0	00					20	0, 312, 000		

令和 7 年 9 月24日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

報告第15号

令和6年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

(単位:%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		11.81	20.00
連結実質赤字比率		16.81	30.00
実質公債費比率	6.6	25.0	35.0
将来負担比率		3 5 0 . 0	

参 照

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) (健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した 書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に 報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

$2 \sim 7$ 略

薩 監 第 2 8 0 号令和 7 年 8 月 2 0 日

大田黒

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男同 草 留 隆 志



令和6年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率審査意見書の提出に ついて

同

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、薩摩川内市監査基準 に準拠して審査したので、その結果について別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和6年度 薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算 定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の着眼点

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

3 審査の実施内容

必要な関係書類の提出を求め、ヒアリングを実施したうえで、提出書類との照合、 担当職員からの説明聴取等により審査を実施した。

4 審査の期間

令和7年7月25日から同年8月20日まで

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各比率とも早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

なお、健全化判断比率、早期健全化基準及び財政再生基準は次のとおりである。

(単位:%)

年度 比率名	6年度	5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		-	11.81	20.00
連結実質赤字比率	_ ,	-	16.81	30.00
実質公債費比率	6. 6	7.3	25. 0	35. 0
将来負担比率		<u>.</u>	350.0	

[※] 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合、または充当可能財源等が将来負担額を上回る場合は、「-」 と記載している。

実質公債費比率については、当年度 6.6%であり、前年度に比べ 0.7 ポイント減少している。

また、将来負担比率については、当年度は充当可能財源等が将来負担額を上回るため「一」としている。

報告第16号

令和6年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
薩摩川内市温泉給湯事業特別会計	_	
薩摩川内市浄化槽事業特別会計	_	
薩摩川内市水道事業会計	_	20.0
薩摩川内市簡易水道事業会計	_	
薩摩川内市下水道事業会計	_	

参 昭

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。 2・3 略

薩 監 第 2 8 1 号 令和 7 年 8 月 2 0 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

大田黒



令和6年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率審査意見書の 提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、薩摩川内市監査基準に準拠して審査したので、その結果について別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和6年度 薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の着眼点

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

3 審査の概要

必要な関係書類の提出を求め、ヒアリングを実施したうえで、提出書類との 照合、担当職員からの説明聴取等により審査を実施した。

4 審査の期間

令和7年7月25日から同年8月20日まで

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、すべての会計において資金不足は生じていなかった。

なお、各公営企業会計の資金不足比率及び経営健全化基準は次のとおりである。

(単位:%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
温泉給湯事業会計	<u> </u>	
净化槽事業会計		
水道事業会計		20.0
簡易水道事業会計		
下水道事業会計		

[※] 資金不足額がない場合は、「一」と記載している。